

令和 4 年 6 月 3 日  
(令和 6 年 4 月 1 日改訂)  
山 梨 県 北 杜 市

## 北杜市内における太陽光発電設備設置許可手続等について

本市において太陽光発電設備を設置しようとする場合は、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例（令和元年北杜市条例第 1 号。以下「市条例」。）に基づく市の許可、又は、山梨県太陽光発電施設の適正な設置と維持管理に関する条例（令和 3 年山梨県条例第 2 7 号。以下「山梨県条例」。）に規定する「設置規制区域」に設置場所（事業区域）が該当する場合は、山梨県知事の許可を受ける必要があります。

つきましては、本市内における太陽光発電設備設置の許可等に係る手続等について、下記のとおりご留意をお願いします。

### 記

#### 1 太陽光発電設備設置の許可申請にあたって協議を要する特定区域の指定について

特定区域は、市条例第 7 条第 1 項の規定に基づき指定されています。北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例施行規則（令和元年北杜市規則第 7 号。以下「市規則」。）第 5 条第 1 項（別表第 2）を確認の上、特定区域に該当する場合は、市と協議を行ってください。

令和 3 年 1 0 月 1 日より、山梨県条例第 7 条第 1 号に掲げる区域（＝森林法第 5 条第 1 項に規定する山梨県の地域森林計画対象民有林の区域等※）が「特定区域」に指定されていますので、留意してください。

※本市の山林のほぼ全域が山梨県の地域森林計画対象民有林に該当しています。

#### 2 事業区域が特定区域に該当する場合に要する協議の時期について

事業区域が特定区域に該当する場合は、標識の設置（市条例第 8 条第 1 項）に先立ち、市と協議を行ってください。事業区域が特定区域に該当する場合は、事業者

が最初に行うべき手続となります。標識の設置届と同時に協議することはできません。

市は、協議に基づき、必要な手続等所要事項について書面により回答します。

なお、特定区域に該当するか否か不明の場合は、特定区域と同様に協議を行っていただいても構いません。

また、事業区域が「農地又は採草放牧地」に該当する場合は、農地法に基づく転用の許可申請を行う前に協議するようにしてください。

### 3 特定区域のうち、山梨県条例に規定する「設置規制区域」に該当する場合の設置の許可申請の手続等について

(1) 特定区域のうち、山梨県条例に規定する「設置規制区域」に該当する場合は、山梨県知事の許可を受けなければなりません。これを受けることで市条例に基づく市の許可は要しません。

ただし、山梨県知事の許可を受ける場合であっても、市条例第28条第1項後段の規定に基づき、市条例の許可基準（市条例第10条第1項各号）に適合していなければなりませんので、許可基準に適合した上で、山梨県へ許可申請を行ってください。（山梨県条例においても市条例を関係法令としているため、遵守を求めることになります。）

（山梨県条例に規定する設置規制区域）

- i 山梨県条例第7条第1号に掲げる区域（森林法第2条第3項に規定する国有林の区域及び同法第5条第1項に規定する山梨県の地域森林計画（富士川上流森林計画区）対象民有林の区域等。市規則／別表第2・14項）
- ii 地すべり防止区域（市規則／別表第2・2項）
- iii 急傾斜地崩壊危険区域（市規則／別表第2・3項）
- iv 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域（市規則／別表第2・1項）
- iv 砂防指定地（市規則／別表第2・4項）

(2) 山梨県知事の許可を受けた場合であっても、市条例第28条第3項の規定に基づき、市条例の許可基準適合事項の履行確認のため、完了検査を実施しますので、太陽光発電設備の設置工事が完了したときは、太陽光発電設備設置完了届（市規則／様式第10号）を提出してください。

市は完了届提出の後、市条例の許可基準に適合しているかを検査します。「適合」

しない場合は売電事業を開始できないので、基準に適合させ、再検査を申し出て  
ください。

#### 4 地域住民等への周知（説明）等について【重要】

地域住民等への周知（説明）は、市条例に基づく場合は、市規則第8条第1項に  
地域説明会、個別説明会等適切な方法と規定していますが、令和5年3月20日、  
市規則の一部を改正し、令和5年4月1日以降、「説明実施報告」に「説明会の議事  
録」及び「説明会開催状況の分かる写真等」を添付して提出していただきます。

このため、地域説明会を原則として実施するよう取り組んでいただく必要があり  
ます。

地域説明会の方法・実施にあたっては、地域住民等の意向、求めに応じて柔軟か  
つ適切に対応してください。事業者の責務として地域の住民等の理解等を得るため  
に、どのように取り組んだものであるのか、その実績が非常に重要となります。

また、地域住民等への周知（説明）については、形式的に行えば良いというもの  
ではなく、重ねて、市条例の趣旨・目的に沿っている（沿うよう努めている）こと  
が求められます。

したがって、市条例第4条第2項の規定に基づけば、周辺住民（地域住民等を包  
含するもの。）に事業の実施について理解を求め、地域との調和を保つよう努めてい  
ると認められない場合は、許可することは適切ではないと考えていますので、十分  
留意してください。

##### （1）地域住民等の範囲について

市条例第2条第6号の定義には、「事業区域が所在する北杜市行政区長設置条例  
（平成16年北杜市条例第8号）に規定する行政区の行政区長並びに事業区域の  
境界線からの水平距離が100メートル以内の範囲に土地又は建物を所有する者  
及び居住する者をいう。」としています。

行政区長については、行政区長1名のみを地域住民等としているのではなく、  
当該行政区を管轄する地域の代表者と位置付けているものであり、当該行政区に  
所属する住民は地域住民等に該当し、水平距離100メートルの範囲以上に拡が  
ることを妨げず、また、事業区域に隣接などして農業用水路がある場合は、水利  
を管理する組合等団体も利害関係者と認められることなど、合理的な理由がある  
と認められる場合は、これらに該当する住民等は地域住民等に含まれることとな  
ります。

したがって、当該行政区民その他利害関係があると認められる場合は市条例第

2条第6号に規定する地域住民等に該当し、事業区域の境界線からの水平距離が100メートル以上であるからといって、これらの住民等を除外すべきものではありませんので、適切に取り組んでください。

## (2) 地域説明会を実施する場合にあたって

地域住民等への周知（説明）は、事業区域が所在する当該行政区長と相談するなどして、開催場所、日時等を決定することが望ましいものです。地域住民等との調整を図り、かつ、参集の便を考慮して開催するようにしてください。このような取組によって、より多くの参加を得ての説明に期待できるものと考えます。また、開催通知（お知らせ）は、当該行政区長の助言を受けるなどの他、地域住民等が参加の調整をできるよう十分余裕をもった期間を設けるようにしてください。

## (3) 事業内容の説明について

地域住民等に対しては市条例第8条第1項において事業計画の説明を行わなければならないとしています。

地域住民等に対する事業内容の説明は、事業計画として、許可申請及び添付書類に基づくことが基本となりますが、設置工事から維持管理、太陽光発電設備廃止後の予定等丁寧な説明に心がけてください。

加えて、事業区域が関係法令に該当している場合は、当該関係法令に基づく手続のスケジュールや考え方、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」などに基づく推奨される事項等について、幅広く確認を行い、現在の取組状況や今後の取組方針について説明できるようにしておくことが大切です。

また、地域住民等からの確認や質問によって、気付きが与えられることもあります。質問には誠実に回答し、適切なコミュニケーションをとり、地域との調和が図られ、もって、地域に受け入れられ、地域と共生した事業となるように努めてください。

## (4) 地域住民等との適切なコミュニケーション（注意喚起）

令和4年に、市内において事業者等による地域説明会において、参加者に対する不適切な言動があり、刑事事件となる事案が発生しました。

地域住民等に対して行う説明は前述のとおり、地域との調和を図るために適切なコミュニケーションをとり、もって、信頼関係の構築、地域との共生の実現に

努めなければなりません。

以下に不適切な行為の例を示しますが、そもそもあってはならないもので、認められるものではありません。

仮に、不適切な行為によって、市条例の目的に反し、かつ、目的達成がみられないと認められるときは、市が許可することは適当ではないと考えています。

- i 地域住民等に対して、暴力行為を行ったとき
- ii 地域住民等に対して、恫喝し、言いがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をしたとき
- iii 正当な理由がないのに、人を押しのけ、物を投げ、物を破損させ、又はわめき、虚言を用いる等により、その場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為を行ったとき
- iv その他地域住民等との調和を図ろうとする意思が全く見られず、これを改めようとしないうとき

#### 4の2 地域住民等への周知（説明）に関する山梨県条例との調整等

##### (1) 山梨県条例の説明会の対象範囲について

山梨県条例においては、説明会の対象範囲を市町村に確認するよう求めるなど、市町村の判断に委ねる場合がありますが、この場合、市では、市条例の規定に基づく範囲に説明を行うべきとしていることから、山梨県条例における説明会の対象範囲は次の i、ii を満たす必要があります。

- i 市条例に基づく地域住民等の範囲
- ii 当該事業区域に地縁による団体が存在している場合は、当該地縁による団体の区域に居住する者

##### (2) 山梨県条例が適用され、山梨県知事の許可を要すもの

山梨県条例に基づき「説明会」を実施しなければなりません。この場合、山梨県条例に規定する範囲だけではなく、上記(1)の範囲を満たし、説明会を実施していただく必要があります。

なお、市条例においては「説明実施報告書」を許可申請の添付書類として扱っていませんので、山梨県条例の適用を受ける場合であっても、別途、市へ説明実施報告書を提出していただく必要があります。

### (3) 地域住民等への説明等状況報告書の提出

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和4年山梨県規則第33号）が公布され、山梨県条例の「設置規制区域」外においても「地域住民等への説明」を行い、「実施した全ての説明の記録及び当該記録の内容が事実であることが確認できる資料」の提出が義務付けられました。

山梨県では、この書類が添付されていないと、令和5年1月25日以降、「設置規制区域外施設の設置届出書」は受理しないこととしていますので留意してください。

## 4の3 令和6年4月1日以降に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けて太陽光発電設備を設置しようとする場合

令和6年4月1日より、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下本項において「再エネ特措法」）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定（以下本項において「FIT認定」といいます。）要件として、周辺地域の住民に対し、説明会等の事前周知を求めていますので、市条例の手続について、次のとおりご留意をお願いします。

### (1) 市条例に基づく地域住民等への周知（説明）の手続きを省略できるものではないこと

FIT認定は、市条例の許可要件である一般送配電事業者等との電力系統接続契約の有無を確認するためのものです。このため、今後においてもFIT認定を受けていることをもって、直接的に市条例に基づく周知（説明）が行われたということにはなりません。

なお、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（以下本項において「経済産業省令」といいます。）第4条の2の3第2項第3号の規定に基づけば、同号口の「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令（条例を含む。）の規定の遵守に関する事項」について必要かつ適切な説明をすることとしていますので、FIT認定申請のための説明会にあたっては、法令のほか「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（2024年2月策定。資源エネルギー庁）や市条例の規定を十分に確認の上実施してください。

(2) F I T 認定における説明会等の範囲（50kW以上の設備）

① 50kW以上の設備

高圧電源（50kW以上）の設備を計画し、F I T 認定を受けようとするときは、実施場所（事業区域）の敷地境界から半径300m以内の範囲に居住する者、実施場所に隣接する土地及びその上にある建物を所有する者並びに実施場所を管轄する市町村長が必要と認める者に対し説明会を開催することとしており、また、市への事前相談を行うことを求めていますので、この場合、市へご相談ください。

② 50kW未満の設備（経済産業省令第4条の2の3第1項第1号口に該当しないもの）

50kW未満の設備（低圧電源）にあつては、説明の対象範囲を実施場所（事業区域）の敷地境界から100mの範囲として「説明会以外の手法での事前周知を求める」事前周知措置としていますが、単に、この手続で市条例の規定を満たすことにはなりませんので、別途、市条例に基づく地域説明会を実施することが必要です。

(3) 説明実施報告書への関係書類として添付

F I T 認定申請のために添付した資料（再エネ特措法第9条第2項第7号関係。説明概要報告書等）は、説明実施報告書に添付する関係書類として添付してください。

(4) 事業周知の標識の設置の時期

市条例に基づけば、手続として必ず事業周知の標識を行ってから、地域住民等への周知（説明）を行うこととしています。

F I T 認定では、認定申請日の3ヶ月前までに開催することとしており、また、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に基づけば、設置場所をはじめとする検討はあらかじめ済んでいるものと考えられることも踏まえ、F I T 認定申請のためであっても地域住民等への説明会等を実施する前に事業周知の標識（様式第2号）の設置を行うようにしてください。

また、標識を設置したときは、標識設置報告書（様式第3号）を市に提出してください。

※いずれの様式にも「設備ID」を記載する必要はありません。

(5) 既にF I T認定を受けており、その後、認定の変更が生じた場合

認定を変更する場合は、変更認定申請の要件となっていますので、再エネ特措法に基づく説明会の開催等が必要です。

また、変更認定をしようとする時点で市条例に基づく設置許可を受けていない場合にあっては、変更認定を受けてから設置許可申請を行ってください。

## 5 事業者の取り組むべき事項について

- (1) 市条例第4条第1項においては、事業者は、事業の実施に当たり、市の施策に協力するとともに、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境、景観及び生活環境の調和並びに災害の防止のために事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持するとともに、必要な措置を講じなければならない」と規定しています。

関係法令の遵守については、市規則第3条・別表第1に列記していますが、規則への記載如何に関わらず、漏れなく確認してください。

- (2) また、法令ではなくとも、関係法令に紐付いたものや、施設の安全性の確保や環境・景観への配慮に関するガイドラインが策定されておりますので、これを確認の上取り組んでください。この取組は、市条例の趣旨にかなうものであり、特に、事業計画から事業終了後までの間に取り組む事項に対して、地域住民等へのより明確な説明や回答に繋がり、地域住民等の理解への促進に期待できるものと考えています。

ガイドラインの一例を以下にお示しします。

- ①事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）／資源エネルギー庁
- ②10kW以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点／一般社団法人太陽光発電協会
- ③地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン／国立研究開発法人新エネルギー・産業技術開発機構他
- ④説明会及び事前周知措置実施ガイドライン／資源エネルギー庁
- ⑤太陽光発電の環境配慮ガイドライン／環境省
- ⑥太陽光発電システム保守点検ガイドライン／一般社団法人電機工業会他
- ⑦公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル／環境省
- ⑧太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン／環境省

- (3) 地域との調和にあたって北杜市が特に推奨する事項

太陽電池モジュールと隣地境界までは「5メートル」の距離の確保

市条例においては、第10条第1項第7号に、「太陽電池モジュールと隣地境界までは、1メートル以上の距離を確保していること。ただし、太陽電池モジュールの最上部までの高さが1メートルを超える場合は、太陽電池モジュールの最上部までの高さと同等の距離を確保していること。」と規定しています。

この離隔間において、第10条第1項第2項及び第3項の規定に基づけば、太

太陽電池モジュールと隣地境界（事業区域の境界）の間に、植栽等による修景、フェンスの設置及び排水施設の設置など必要な措置を講じる必要があります。

市条例に基づく事業者の責務（第4条）として、自然環境、景観及び生活環境の調和並びに災害の防止のために事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持し、事業区域の周辺住民（地域住民等を包含する）に事業の実施について理解を求め、地域との調和を保っていくために、より許可基準に上乘して設置する設備は、「地域と共生する太陽光発電設備」となることに期待できるものと考えます。

このため、土地利用計画、土地の形状等の状況もありますが、離隔距離5メートルの確保について、以下の観点を加え、事業者等に積極的に取り組んでいただきたい推奨事項としますので、十分検討の上、事業計画を作成してください。

#### ①フェンスの設置

フェンスの設置目的（容易に事業区域に立ち入ったり、設備に触れたりしないこと）を損なうことのないよう無理のない設置。

#### ②植栽の修景

長期の設備管理、樹木の生長を考慮した、植栽に係るスペースの確保。

#### ③雨水排水対策施設の設置

事業区域外に雨水を排出させないため、あるいは事業区域外からの雨水の進入を防ぐための側溝・浸透式の排水処理施設の設置スペースの確保。

#### ④維持管理・点検作業

維持管理・点検作業のための通路、草刈り作業スペースの確保。

#### ⑤災害時における被害軽減対策

火災発生時の類焼・延焼リスクの軽減及び消火活動への対応、また、昨今の気象状況が不安定であることに鑑み、気象災害によって太陽電池モジュールが飛散した場合における事業区域外への被害軽減。

## 6 事業区域が「農地又は採草放牧地」に該当する場合

### （1）農地転用申請の時期

転用事業の実現性を確認するため、農地法に基づく許可等の処分と、市条例に基づく許可等の処分が相互に食い違いを生じないように、より連携強化し、相互調整を図り事務を運用していくことといたしました。

このため、北杜市農業委員会へ提出する農地転用許可申請と市条例の設置の許可申請は同時に行うようにしてください。

## (2) 設置の許可申請時に添付する書類

「許認可又は確認取得状況」として、農地法に関する書類を求めておりましたが、申請時期を同時とするため、申請時において農地法に関する書類の提出がなくても差し支えありません。

しかし、市が特に必要と認めるときは、書類の提出を求めることがありますので、ご承知おきください。

## 7 市条例が適用される設置の許可申請に係る添付書類について

山梨県条例に規定する「設置規制区域」外の事業区域にあつては、これまでどおり市の許可を要しますが、許可申請を行う場合は、市条例の趣旨、規定に沿って、次の事項について対応していただくことになります。(事業区域が山梨県条例に規定する設置規制区域に該当する場合は、山梨県の指導に従ってください。)

### (1) 設置の許可申請関係

#### ① 市条例第10条第2項に係る確認書類

許可申請を行う者及び当該許可の申請に係る工事施工者は、市条例第10条第2項各号に掲げる事項について、確認できる書類を求めることとします。

書式等は、市ホームページにおいて公開しています。

#### ② 発電用太陽電池設備の技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）の規定を遵守していることが確認できる書類

経済産業省では、令和3年4月1日から「発電用太陽電池発電施設の技術基準を定める省令（以下「太技省令」）を施行し、太陽光発電設備設置に関しての必要な事項が規定されています。

この太技省令は、関係法令の遵守に該当するものであり、許可基準（市条例第10条第1項）の適合や、維持管理においても重要なものであることから、許可申請書に添付（市条例第9条第2項）する「許認可又は確認取得の状況（市規則／別表第3）」として、構造計算書などにより確認できる書類を提出してください。

提出がない場合は、太技省令を遵守していることを確約する書類（確約書や誓約書など）の提出をもって、許可申請書を受取り、審査を行うことを妨げるものではありませんが、この場合において、市が許可を行ったときは、太技省

令の規定を遵守していることを証する提出を求める旨、「許可の条件」（市条例第10条第3項）に付すこととなります。

許可の条件に基づき市の求めに従わない（書類の提出の求めに従わない）場合や、太技省令の規定に従っていないと認められる場合は、関係法令を遵守していない、若しくは虚偽（不正な手段。太技省令の規定を遵守するために当該許可内容に変更が生じた場合を含む。）により許可を受けたものとして、行政処分などの対象となるおそれがありますのでご注意ください。

また、関係法令を遵守して太陽光発電設備が設置されていなければならないものであることから、市は、条例施行上必要に応じて外部機関への照会や、太技省令を所管する経済産業省へ連絡することがありますので、ご承知おきください。

## （2）説明実施報告書関係

### ① 説明会の議事録等の添付

令和5年4月1日以降に提出する説明実施報告書は、関係書類として添付する「説明会を行った際に配布した資料」及び「条例第2条第6号に規定する範囲（＝地域住民等の範囲）及び権利関係に係る書類」に加え、「説明会の議事録及び参加者が分かる書類」及び「説明会の開催状況が分かる写真等」を添付しなければなりませんので、説明会にあたっては留意して実施してください。

なお、撮影にあたっては、参加された地域住民等の顔や容ぼう、姿態が映り込むことになると考えられますが、肖像権への配慮のため、撮影等にあたっては、参加された地域住民等の承諾を必ず得るようにしてください。

### ② 山梨県への提出書類となる「地域住民等への説明状況報告書」の提出

山梨県条例の「設置規制区域外」は、「設置規制区域外施設の設置届出書」の提出が必要となっていますが、設置規制区域外においても地域住民等への説明が必要となり、実施した全ての説明の記録及び当該記録の内容が事実であることが確認できる資料として「地域住民等への説明等状況報告書」の提出を求めています。

この「地域住民等への説明等状況報告書」は、山梨県条例の施行上、所在市町村の確認を得る必要がありますが、市では、市条例に基づく設置の許可が必要な区域であることから、市へ提出する「説明実施報告書」に必要な書類として添付するようにしてください。

なお、「地域住民等への説明等状況報告書」へは、全ての説明等の記録を添付する必要がありますが、市条例の「説明実施報告書」に添付していただく書類

等と基本的に変わるところはありません。したがって、山梨県の定める「地域住民等への説明等状況報告書」の様式に必要事項を記載して提出してください。

(3) その他

市条例の適用を受け許可を受けたときは、山梨県条例に基づく、「設置規制区域外施設の設置届書」に市の許可通知書（写し）を添えて、山梨県に提出してください。